

報告書

一般社団法人 J E L F 御中

JELF 適格審査委員会は「公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄附、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

令和2年3月10日

JELF 適格審査委員会委員長

弁護士 篠 橋 隆 明



【委員会の構成】

弁護士 篠橋隆明
弁護士 島 昭宏
弁護士 寺田伸子
弁護士 吉田理人
弁護士 小島寛司
弁護士 渡部貴志
弁護士 西岡治紀

【大阪みどりのトラスト協会 調査担当弁護士】

弁護士 池田直樹
弁護士 中江友紀

(令和2年2月20日、大阪みどりのトラスト協会を来訪し、その後、公開資料その他の資料等を通じて調査を実施した。)

第1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままでいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今

回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2 審査の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスにかかる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動を続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言ってよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にある場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELF では環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわ

たっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者などから感謝の手紙があるなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不断に検討されているかといった組織のあり方も、成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要な課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していくか？

第2 大阪みどりのトラスト協会について

1 基本理念

「“みどり”の未来を私たちの手で」をキャッチフレーズに、府民運動を推進して、人と自然が豊かに関わり合える社会を次世代の人々に引き継いでいく。大阪に住み続けたくなる快適なみどりづくりを先導・触発する団体となる。

2 設置目的

- キャッチフレーズ：“みどり”の未来を　私たちの手で」
- 定款による設置目的：①府民の参画や協働による自然環境の保全運動及び緑化運動を推進し、②みどり豊かで快適な環境づくりに寄与すること（定款3条）

3 事業目的とその手段

生物多様性と生態系サービスは、食料や医薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠な生存基盤として重要なものである。更に、感性、安らぎ、教育、文化、芸能等、人々の精神や活動にも大きな影響を与えており、平野部の市街地にみどりが少なく、市街地を取り囲むように二次的な自然が残された大阪府において、府民運動を推進して、そこに住み続ける人々に、生物多様性と生態系サービスがより高度に機能発揮される環境づくりに寄与することを事業目的とする。そのため、健康で安全、そして豊かな生活を支える基盤となる多様な生物が存在する環境やみどりの大切さ、協会の取組みに参画することの「喜び・楽しさ・満足感」を府民の皆様に伝え、「共感・共鳴」を醸成することで参画意識を高める。そして、山から海までの府内各地において、自然環境保全や緑化の運動が進むよう取組みを行う。更には、社会経済状況の変化により希薄になった人の生活と自然との関わりを取り戻す仕組みづくりをめざすことにより、事業目的の実現を図る。

4 協会の歴史

- ① 府や市町村が出資する公益財団法人（1989（平成元）年 設立）、法改正に伴い2012（平成24）年 公益財団法人認可
- ② 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく大阪府緑化推進委員会に指定（府内唯一の緑の募金事務局）
- ③ 林野庁の「さともり事業」における地域協議会事務局（府内唯一の大阪さともり地域協議会事務局）

5 団体概要

基本財産 263,772,418円（平成29年3月31日）

《出資金内訳》

民間団体・企業、府民寄付 51.4%
大阪府内44市町村 4.4%
大阪府 44.2%

6 主な活動

- (1) 貴重な自然環境、生物多様性・里山の保全
- (2) 自然環境の保全、緑化に関する普及啓発及び調査研究
- (3) 緑の募金活動
- (4) 緑化事業、森林整備等への助成
- (5) ボランティアの育成、活動支援
- (6) CSR活動のサポート

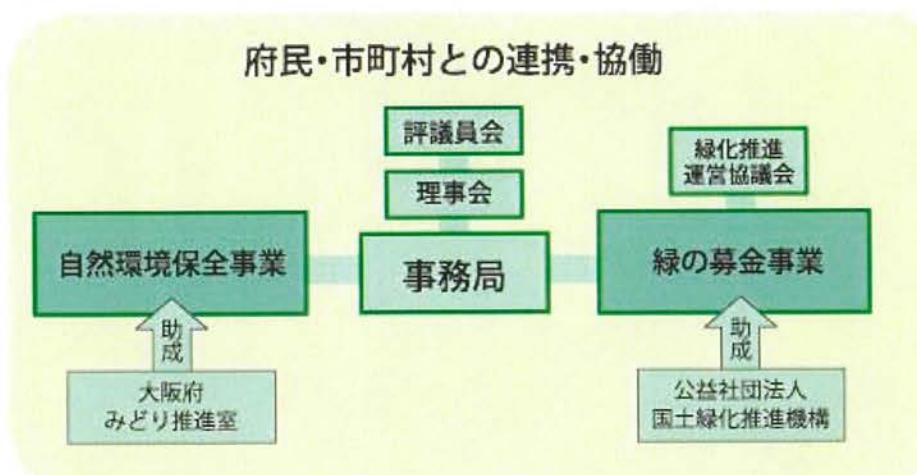
これらの事業は、府民や企業から寄せられた「トラストファンド ブナの森」、「トラストファンド ゼフィルスの森」、「基本財産」の運用益や「会費」、「緑の募金」の寄付金により行われている。

第2 法務・ガバナンス関係

1 組織の概要

一般社団・一般財団法人法に基づき、評議員によって構成される評議員会によって組織運営の重要事項の決定がなされ、理事は、理事会を構成し、同会の定款の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。役員のうち、代表理事（会長）が組織を代表する。大阪みどりのトラスト協会では、定款上「理事会」が設置され、組織運営の妥当性を審査する「監事」が設けられている。理事会下に事務局が組織されている。

組織の財源は、主に会費と補助金、受取寄付金である。会員数は、個人478名、法人35団体（平成29年3月31日現在）である。大阪市（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟 11F西）に事務所を設置している。



2 組織と機関運営

(1) 法形式

大阪みどりのトラスト協会は、大阪府等の出資により設立され、補助金を

受けている公益財団法人であり、厳しい行政監督下にあるため、社会的信用性の高い団体といえる。

(2) 理事

理事は、評議員会の決議によって選任される（定款 28 条 1 項）。

理事は、3 人以上 7 人以内とされている（同 27 条 1 号）。調査時点においては、5 名である（会長及び常務理事を含む）。

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議会の終結の時までとされ、再任を妨げない（同 31 条 1 項）。

(3) 理事会

理事会は、すべての理事をもって構成され、定款に別に定めるもののほか、

（1）法人の業務執行の決定、（2）規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定、（3）理事の職務の執行の監督、（4）評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定、（5）会長及び常務理事の選定及び解職に関する事項を決議する（同 37 条）。

(4) 会長及び常務理事

会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する（同 28 条 2 項）。会長をもって法人法に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法に規定する業務執行理事とする（同 27 条 3 項）。

(5) 事務局

事務局には、事務局長及び所要の職員を置くこととされており（同 48 条 2 項）、事務局の職員の任免は、会長が行うこととされている（同 4 項）。現在、9 名が勤務している。

(6) 監事

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する（同 30 条 1 項）。監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（同 2 項）。現在、監事 2 名が就任している。

(7) 役員報酬

評議員は無報酬とされ（同 16 条 1 項）、理事及び幹事の役員報酬も原則として無報酬とされる。しかし、常勤の理事及び監事に対しては、法議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる（同 33 条 1 項）。同定款規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及びに費用に関する規定が定められており、常務役員の年間報酬総額は 500 万円以下、監事の年間報酬総額は 20 万円以下と定められている（同規定 4 条、5 条）。

平成30年度における大阪みどりのトラスト協会の常務理事及び監事に対する役員報酬等は、常務理事に対して3,000,000円、監事2名に対してそれぞれ50,000円が支給されており、規定の範囲内で支給し、ホームページ上にも公表されており、社会的にも問題のない金額の範囲と認められるので、公正性が確保されている。

(8) 財産関係について

大阪みどりのトラスト協会では、定款において、財産及び会計規定を設けており、財産の種類を整理している。財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める（定款7条）。

3 届出関係

大阪みどりのトラスト協会においては、各種法令に基づく届け出関係は問題なく行われている。

4 情報管理

個人情報に関する指針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進している。

5 情報開示

定款、役員・評議員名簿、評議員会、理事会の議事録等については、事務所に備え置かれており、閲覧ができる体制が整っている。

非常にホームページが充実しており、会計書類の他、年次報告書、事業報告書等も開示され、活動の詳細が報告されている。このような充実した活動内容の報告は、大阪みどりのトラスト協会の事業が、会費や寄付金などでもまかなわれているため、必要な支援事業に資金が投入されているのかなどを確認することができることは重要である

6 ガバナンスについての評価

大阪みどりのトラスト協会は、大阪府等の出資により設立された団体である。同法人は、公益認定を受けていることから、大阪府への定期報告が義務付けられているなど、行政による厳しい監督下に置かれている。そのため、大阪みどりのトラスト協会は、基本的には各種の規定を定め、その規定に従った運用を行っており、適切な組織運営がなされている。したがって、組織及びその運営には信用性があり、適切に運用している実態もあるから、ガバナンス上の問題はない。

第3 財務・会計・労務関係

1 貢務・会計問題について

各種会計関係の閲覧及び聴取の結果、事業年度ごとに財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書（内訳表含む））及び附属明細書、並びに財産目録（以下「財務諸表等」という）について、監事による監査が行われている。

以上から、財務・会計については問題なく行われていると判断した。

2 労務関係について

聴取の結果、職員との間では、雇用契約が締結され、雇用契約書ないし労働条件通知書が交付されていること、また就業規則が整備されていることが把握された。

常勤の職員については、社会保険・労働保険への加入手続きはされている。ボランティアの方には民間のボランティア保険への加入手続きがされている。有償ボランティアには、交通費が支給されているが、有償ボランティアに対してどこまで従業員と同様の取扱いを行うかは課題ではある。

職員の労働時間は、タイムカードにより勤務実態を正確に反映した管理がなされているものと思われる。8時間の就業時間を超える残業については、25%割増支給が行われている。

以上のとおり、大阪みどりのトラスト協会の労務関係には大きな問題はないものと判断した。

第4 寄付対象事業の公益性および継続可能性について

1 寄付対象事業の公益性

（1）寄付対象事業の成果

主な寄付対象事業については、1989（平成元）年の設立以来、大阪みどりのトラスト協会は大阪府内の能勢町三草山・地黄湿地、和泉葛城山ブナ林などで「府民の参画や協働による自然環境の保全運動及び緑化運動を推進し、みどり豊かで快適な環境づくりに寄与」することをめざして活動を継続し、地域からの信頼を獲得してきた。具体的な活動内容を抜粋すると、次のとおりである。

① 和泉葛城山ブナ林保全再生事業

ブナ林の植生調査（大阪府立大学との共同研究）、増殖活動継続のための苗木の確保と養生、観察会等

② 三草山ゼフィルスの森保全事業

ゼフィルスの森植生調査（大阪府立大学との共同研究）、観察会、違法捕

獲警察巡視等

③ 地黄湿地保全再生事業

湿地特有の低径草木の順応管理とモニタリング、能勢高校とのフィールド演習カリキュラムでの協働等

④ 自然環境保全事業及び生物多様性保全事業

信太の森惣ヶ池湿地：定例活動、観察会を実施（年 69 回、210 名参加）等

⑤ 里森保全活動推進事業

車作の森：定例活動、観察会など（年 68 回、662 名参加）等

⑥ 大阪さともり地域協議会事業

「森林・山村多面機能発揮対策交付金事業」の採択、交付金の交付、事業指導

⑦ 保全活動普及等普及啓発

「みどりのトラスト」発行、観察会（総会数 11 回、総参加者 263 名）等

また、大阪みどりのトラスト協会の過去 30 年間における累計の活動実績は以下のとおりである。

- ・保全活動 府内 22 か所で実施
- ・和泉葛城山ブナ林 ブナの植栽 4,003 本
- ・三草山ゼフィルスの森 植木数 5 種 2,290 本以上
- ・地黄湿地 これまで携わった人 1,670 人以上
- ・保全活動への参加者 96,000 人以上
- ・緑化推進事業交付金 平成 2～30 年 25,345 件 122,657 千円
- ・みどりづくりの輪活動支援事業平成 19 年～30 年 52 件 39,305 千円
- ・「学校に森林と木の香りを」整備事業平成 12～30 年 246 件 63,416 千円

以上のような活動の成果からすると、大阪みどりのトラスト協会の行う事業は、公益性が高い事業と認められる。

2 繼続可能性

（1）活動実績と事業の継続性

平成 20 年度以降の府の行政改革により府の補助金額や補助率が減少し、サブプライム住宅ローン危機やリーマン・ショックに端を発する厳しい社会経済情勢の変動、加えて東日本大震災等の災害の多発により、みどりの羽根募金の漸減、会員の減少による会費収入の減少などが協会の財政難に追い打ちをかけている。

一方で、野生鹿の増加による植生破壊やナラ枯れ被害の拡大、台風・豪雨による土砂崩れや倒木の発生など、新たに対応が必要な状況が増加傾向にあり、財政負担が増す一方で、大阪みどりのトラスト協会の活動領域は拡大しているといっているものといえる。

また、大阪みどりのトラスト協会は、設立 30 周年をむかえるに当たり、これまでの実績の集約と並行して「従来の枠組みを変換し、新たな価値創造に向けた変革を起こす (=ゲームチェンジ) ことで当協会を再活性化する」ための指針として、次のような中間経営計画を策定している。

(2) 中間経営計画『新たな価値創造へのゲームチェンジ』の骨子概要 ＜計画策定の趣旨＞

1989(平成元) 年の設立以来、当協会は大阪府内の能勢町三草山・地黄湿地、和泉葛城山ブナ林などで「府民の参画や協働による自然環境の保全運動及び緑化運動を推進し、みどり豊かで快適な環境づくりに寄与」することをめざして活動を継続し、地域からの信頼を獲得してきた。

しかし近年、様々な要因によりその活動活力が低下するに至った。そこで、次年度に設立 30 周年をむかえるにあたり、これまでの実績の集約と並行して「従来の枠組みを転換し新たな価値創造に向けた変革を起こす (=ゲームチェンジ) ことで当協会を再活性化する」ための指針として本計画を策定する。

＜計画期間＞

2017(平成29) 年度～2019(平成31) 年度

＜当協会の課題＞

- ・フラッグシップ事業がないため協会自体の認知度が低く、「ミッション・必要性」「成果」「活動内容」がよく知られていない。
- ・収入不足
- ・CS(カスタマーサービス)意識の低さ
- ・現在活躍されているボランティアの高齢化と核となる人材の不足

＜当協会の存在意義の再定義＞

- ・新ミッション

『大阪みどりの自然財産人をつなぎみどりをつなぐ』

「大阪みどりの自然遺産」とは・・・

大阪府域に残してきたかけがえのないみどりやその文化、それに関わるひと、そしてそれらを支え続けてこられた方々の想いのこと。

「ひとをつなぐ」とは・・・

各地のひとをつなぎ、次代へとひとをつなぐこと。

「みどりをつなぐ」とは・・・

各地のみどりをつなぎ、山から海までみどりをつなぎ、次代へとみどりをつなぐこと。

・ターゲット

人：「若年層」、「子ども＆シニア世代」

自然：「地域の自然」（里地里山、森～里～川～海）

＜計画策定の方針＞

「選択と集中」の視点のもと、「当協会の課題」を解決するための重点項目を設定・実践する。具体的には、特に当協会が関わる事業地が集中し、そこで築き上げてきたもの（ひと・実績・地域の信頼等）、全国有数の里地里山の豊かな生態系、菊炭や銀寄を中心とした多様な資源がある「能勢」をモデルに、ターゲット拡大に向けた新たな取組みを進め、あわせて他の重点項目も実践していくことで、ゲームチェンジを協会全体に拡げていく。

＜ロードマップ(2017(平成29)年度～2019(平成31)年度)＞

流れ	チェンジの宣言 1年目(2017(H29)年度)	チェンジの試行 2年目(2018(H30)年度)	チェンジの深化 3年目(2019(H31)年度)
	「能勢」をモデルとした新たな取組みによるターゲットチェンジ		
重点項目	<p>「能勢」をモデルとした新たな取組みによるターゲットチェンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省「地域循環共生圏構築検討業務」も活用 <p>① 検討・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 能勢4事業地の徹底した見える化によるフランクシップ化 4事業地周辺の里地里山の一体的な保全方策の検討 SNS等による情報発信 <p>② ネットワークチェンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> さともり事業実施団体、みどりすと、他の団体等との新たなネットワークづくり <p>③ ファンドチェンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ファンドレイジング 会員拡大対策の強化 	<p>試行・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供向け森林環境ESDの試行 若年層・シニア層向けイベントの実施 一事業地での里地里山の一体的な保全の試行 活動拠点化に向けた検討・試行 地元運輸関連企業との連携強化 	<p>本格実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動への若年層・シニア層の参加拡大 里地里山の一体的な保全策の取組拡大 地域と活動のコーディネイト 地元との接点強化 能勢周辺のネットワーク構築
	<p>CRM（顧客関係管理）チェンジ（コミュニケーション手法の転換）</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員管理システムの構築 協会の取組みの見える化 トラスト感謝祭の開催 マネジメント体制チェンジ <p>④ マネジメントの中核となる人材の確保と組織体制の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧客情報の分析と活用試行 新コミュニケーション手法の試行 <ul style="list-style-type: none"> 動画コンテンツ配信 <p>⑤ インターン他外部人材との協働</p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧客情報の活用による会員満足度の高いサービスの提供と会員拡大 webコンテンツの拡充 <p>⑥ 持続可能な体制の確立</p>

3 みどりの遺言の使途について

遺贈を受けた場合のプランは、能勢町三草山ゼフィルスの森内に植樹をし、鹿よけの柵で囲い、希望があればネームプレートを設置することが考え

られている。

なお古民家を活用して宿泊をし、そこを拠点に三草山ゼフィルスの森の散策や、タガメの田づくりの農業体験、かまどでの火起こし体験などのツアーを企画中である。

4 全体的な評価

結論として、公益財団法人としての組織運営面の規律と公正さ、遵法体制ならびに事業の公益性と持続可能性について、一般市民からの寄付に値する高い信頼性があるものと評価する。

特に、事業の継続可能性については、財政難の状況を契機として、上述のような中間経営計画を立てて原点回帰し、府民に共感してもらえる組織になり、大阪府の重要なパートナーになるべく、計画を実践している。また、3年間で会員の倍増を目指すという具体的目標を設定し、メディアやSNSを使った情報発信を試み、若年層やシニア層の参加を拡大させることで、組織として自立に向けた取り組みを行おうとしている。加えて、「みどりすと」と名付けたボランティアの養成を図るなど、事業の継続に不可欠な人材育成にも力を入れている。このように、大阪みどりのトラスト協会は、人との関係性作りに重点を置き、現在の価値ある活動を持続していくことを目指している。3年間の総括はこれからであり、計画の実現については未達分野や課題も多いことと思われるが、組織としての中長期的な持続可能性は十分に望める。

以上からすると、大阪みどりのトラスト協会は、遺贈寄付や相続寄付を受けた場合、それを有効に活用できるだけの事業の実現とそれを支える組織運営を行っているとともに、危機感を持って組織改革に取り組んでいるものと評価できる。

よって、「みどりの遺言」の対象団体に推薦する。

以上